

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

2022年7月号 (Vol.3)

近時の独占禁止法及び下請法の執行強化の動きと実務における留意点
～「優越的地位の濫用」及び「買ったたき」に関する点を中心に～

- | | |
|--|--|
| I. はじめに | 森・濱田松本法律事務所 |
| II. 原材料価格及びエネルギーコスト等の 上昇に関する取り組み並びに最近の執行 ・調査状況 | 弁護士 高宮 雄介 TEL. 03 6266 8744 yusuke.takamiya@mhm-global.com |
| III. 下請法上の「買ったたき」及び独占禁止法 上の「優越的地位の濫用」の解釈の明確化 | 弁護士 佐藤 真澄 TEL. 03 5293 4915 masumi.sato@mhm-global.com |
| IV. インボイス制度に関する下請法及び独占禁 止法上の留意点 | |
| V. まとめ | |

I. はじめに

近時、中小企業等の取引環境に関し、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）や私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）に基づく執行や取り組みがこれまでも増して活発化する傾向にあります。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業等の経営環境の悪化が顕著に見られる中、最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇等の諸課題への対応が必要とされ、令和3年8月25日には、「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」において、第2回「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」が開催されました。同ワーキンググループを踏まえ、公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）は、最低賃金の引上げ等に伴い中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進するため「最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」¹を取りまとめ、同年12月には、公取委を含む関係省庁において取りまとめられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」²（以下「本施策パッケージ」といいます。）を公表するなど対策の強化に取り組んでいます。

さらに、本年に入りロシアによるウクライナ侵攻に伴う影響を受け、原油をはじめとするエネルギー価格や、小麦などの食材を含めた原材料費が昨年に増して高騰し、その影響が長期化していることから、適切な価格転嫁等によりサプライチェーン全体でのコスト負担を促進すべく、令和4年4月28日に公取委等から「原材料価格、エネルギー

¹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210908files/210908_1.pdf

² https://www.cas.go.jp/ip/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_package_set.pdf

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

コスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する下請事業者等に対する配慮について」³（公取企第55号）が発出されるなど、価格転嫁の促進への取り組みがますます活発化しています。

同通達において言及されている本施策パッケージでは、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が下請法上の「買ったたき」や独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることが明確化されており、留意が必要です。また、こうした動きの中で、公取委や中小企業庁等による各業界における調査が続々と開始されるなど、取り締まりの強化が見込まれている点も重要です。

また、事業者間の価格転嫁に関連する論点として、令和5年10月1日から始まるインボイス制度を契機とする取引条件見直しの問題があります。インボイス制度実施後の免税事業者（仕入先）との取引について、仕入税額控除ができないことを理由に、当該仕入先に不当な不利益を与えることは、優越的地位の濫用として独占禁止法上（下請法が適用される事業者間の取引の場合には、下請法上）問題となるおそれがあるため、どのような行為が独占禁止法上又は下請法上問題となるか正しく把握する必要があります。

本稿においては、こうした最近の公取委や中小企業庁等による原材料価格及びエネルギーコスト等の上昇に関する取り組み及び実務上の留意点並びにインボイス制度に関する下請法及び独占禁止法上の留意点等をご紹介します。

Ⅱ. 原材料価格及びエネルギーコスト等の上昇に関する取り組み並びに最近の執行・調査状況

1. 公取委及び中小企業庁による原材料価格及びエネルギーコスト等の上昇に関する取り組みの概要

令和3年12月、公取委を含む関係省庁において、本施策パッケージが取りまとめられたことを踏まえ、同年9月に、公取委によって策定された「最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」にも本施策パッケージの内容が反映され、令和4年3月30日、新たに「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」⁴（以下「本アクションプラン」といいます。）が策定されました。

本アクションプランは、独占禁止法及び下請法の執行の強化、並びに価格転嫁円滑化スキームの構築を柱としています。

³ <https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220428007/20220428007-1.pdf>

⁴ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330kitoriji/220330_01_01.pdf

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

(1) 独占禁止法の執行強化に係る取り組み

独占禁止法の執行強化に係る取り組みとしては、上記Ⅰ. で言及したとおり、下請法の適用対象とならない取引についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを、「労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇に関する独占禁止法 Q&A」⁵（以下「独占禁止法 Q&A」といいます。）において公表し、明確化したことがとりわけ重要です。具体的な時期や内容は未定であるものの、本施策パッケージにおいては、公取委がガイドラインとして公表している「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正も検討課題として言及されている点が注目されます。また、公取委は、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる 22 の対象業種に対する緊急調査⁶や大企業とスタートアップとの取引に関する調査を今後行う予定であり、それらの調査に対応するため、新たに「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置し⁷、体制の強化を図っています。なお、本ニュースレターにおいては、紙幅の関係上、詳細には立ち入りませんが、大企業とスタートアップとの間の取引に関しては、近時公取委が積極的に調査や検討を行っており、令和 2 年 11 月に「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」⁸が、令和 3 年 3 月に「スタートアップとの事業連携に関する指針」⁹が公表されるなど注目を集めている点にも留意が必要です。

(2) 下請法の執行強化に係る取り組み

下請法の執行強化に係る取り組みとしては、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が、下請法上の「買ったとき」に該当するおそれがあることを「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」¹⁰（以下「本運用基準」といいます。）の改正及び「労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇に関する下請法 Q&A」¹¹（以下「下請法 Q&A」といいます。）での公表により、明確化したことが重要です。この点については、上述した独占禁止法上の解釈の明確化と併せて、後記Ⅲ. で詳述します。

また、労働基準監督署との連携を図ることで「買ったとき」に対する取り締まりを強化していくこと、再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出について、必要な検討を進めていくこととされている点もこれ

⁵ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216kitori/20220216_1_2.pdf

⁶ 「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の対象業種の選定について」

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330kitori/220330_01.pdf)

⁷ 「『優越的地位濫用未然防止対策調査室』の設置等について」

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216kitori/20220216_1_1.pdf)

⁸ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease_2.pdf

⁹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210329_2.pdf

¹⁰ <https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>

¹¹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/0126PKG/220126_03.pdf

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

までと比べて踏み込んだ内容となっており注目されます。そのほか、下請取引の監督強化のための情報システムの構築やソフトウェア制作業・受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査等を行うこととされています。さらに、本施策パッケージにおける施策の一つである関係機関の体制強化として、いわゆる「下請 G メン」（現在 120 名）が約 2 倍に増員されたことも積極的な執行姿勢を示す象徴的な例と言えます。

(3) 価格転嫁円滑化スキームの構築

価格転嫁円滑化スキームに関しては、本施策パッケージにおいて、業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設するとされており、まずは、関係省庁からの情報提供や要請、下請事業者からの「違反行為情報提供フォーム」を通じた情報提供を受け付け、これらの情報を活用して、各種調査を実施していくとされています。

また、令和 4 年 5 月 31 日には、本施策パッケージ関連の業種別状況等の取りまとめとして、公取委及び中小企業庁により「価格転嫁に係る業種分析報告書（パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ関係）」¹²が公表されました。

公取委及び中小企業庁は、これらの情報を踏まえ、重点立入業種として、毎年 3 業種ずつ対象を定めて立入調査を行うこととしており、注目されます。本年度は、「買いたたき」に関する処理状況や関係省庁からの情報提供の結果を踏まえ、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の 3 業種が重点立入調査の対象業種として選定されました¹³。今後も、各年度ごとに 3 業種ずつ対象が定められ、積極的な立入調査が行われるものと見込まれます。

2. 下請法上の「買いたたき」及び独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する最近の執行・調査状況について

上記 1. (3) で述べた「価格転嫁に係る業種分析報告書（パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ関係）」によれば、令和 3 年度に公取委及び中小企業庁が「勧告又は指導」を行った下請法違反被疑事件の全処理数 11,569 件のうち、「買いたたき」に該当する件数は 1,186 件で、全体の 10.3%（行為類型別 3 位）を占めています。また、公取委は、本施策パッケージに関連して、令和 4 年 1 月から 3 月までの間に買いたたきに関する集中調査を実施し、60 件の立入調査を行うとともに、212 件の指導を行ったことが報告されています¹⁴。

¹² https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/kitori/220531_gyousyubunseki_3_1.pdf

¹³ 「重点立入業種の選定」（[220531_jyutentachiirigyousyu_2.pdf](https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/jyutentachiirigyousyu_2.pdf) (iftc.go.jp)）

¹⁴ 「令和 3 年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組」（https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/R3_honbun.pdf） 5 頁

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

優越的地位の濫用に関していえば、令和3年度の優越的地位濫用事件タスクフォースにおける注意件数は46件、そのうち取引の対価の一方的決定は1件であったとの報告がなされています¹⁵。

以上からすれば、現時点では、下請法上の「買ったたき」及び独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する執行件数が明確に増加傾向にあるとはいえませんが、引き続き積極的な執行が行われていることがうかがわれ、公取委及び中小企業庁における体制の強化などが図られていることからすると、今後は執行件数が大きく増加する可能性もある点に留意する必要があります。

Ⅲ. 下請法上の「買ったたき」及び独占禁止法上の「優越的地位の濫用」の解釈の明確化

1. 下請法上の「買ったたき」の解釈の明確化

上記Ⅱ.1. で述べたとおり、令和4年1月、本運用基準のうち「買ったたき」に係る運用基準が以下のとおり改正されました（下線は執筆者によります。）¹⁶。

（改正前）

ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと（改正前運用基準第4・5（2）ウ）。

（改正後）

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと（本運用基準第4・5（2）ウ）。

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと（本運用基準第4・5（2）エ）。

また、下請法 Q&A において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇によって親事業者自らの資金繰りが厳しくなったことを理由に、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払わないことは支払遅延に該当するほか、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって親事業者自らのコストが増加したことを理由に、あらかじめ定められた下請代金の額を減じて支払うことは減額に該当するとされています。

¹⁵ 「価格転嫁に係る業種分析報告書（パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ関係）」

https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/kitori/220531_gyousyubunseki_3_1.pdf 108 頁

¹⁶ 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」新旧対照表

https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/0126PKG/220126_02.pdf

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

2. 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」の解釈の明確化

令和4年2月には、独占禁止法 Q&A において、下請法の適用対象とならない取引についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」が適用される可能性があること、本運用基準第4・5(2)ウ及びエと同様の行為について、「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることが明確化されました。また、同 Q&A において、優越的地位の濫用に該当するか否かの判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断することとされています。

3. 解釈の明確化に伴う留意点

上記1.のとおり、本運用基準第4・5(2)ウ及び独占禁止法 Q&A においては、下請事業者又は取引の相手方が明確に取引価格の引上げを求めている場合であっても、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合には「買ったたき」又は「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることが示されています。そして、下請事業者又は取引の相手方が取引価格の引き上げを求めた場合とは別に本運用基準第4・5(2)ウを新設したことからすれば、文言上、「買ったたき」又は「優越的地位の濫用」に該当する範囲がやや拡大したという見方もあり得るところです。

この点、上記のような解釈の明確化について、下請事業者又は取引の相手方から取引価格引上げの要請を明示的にも黙示的にも全く受けていない場合であっても、下請事業者又は取引の相手方に対して能動的に取引価格の引上げに係る協議を申し入れることまでを要求する趣旨と捉えるべきかどうかは評価が分かれるところと思われますが、少なくとも本運用基準第4・5(2)ウが典型的に想定している場面は、下請事業者又は取引の相手方から、黙示を含む何らかの取引価格の引上げ等に関する要請又は協議の申入れをされた場面と考えられます。こうした典型的な場面においては、従前より、具体的な事情によっては、「買ったたき」又は「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあると考えられてきたところであることからすると、本施策パッケージによる労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇に関する下請法及び独占禁止法の解釈の明確化により、実務上の対応を根本的に見直す必要があるとは言えないと思われます。

また、本運用基準第4・5(2)エは、改正前運用基準第4・5(2)ウから「一方的に」という文言が削除され、「価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく」との文言が追加されています。当該変更に関しては、親事

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

業者等の「回答しない」という不作為についても「買ったとき」又は「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることが明示された点で、改正前運用基準とややニュアンスが異なる点は否めません。

もっとも、従前より、下請事業者又は取引の相手方からコスト等の上昇による取引価格の引上げの要請があったにもかかわらず、これに取り合わずに取引価格を据え置く場合には、「一方的に」単価を据え置いたとして「買ったとき」又は「優越的地位の濫用」に該当するおそれも否定できなかったところであり、このことからすれば、本運用基準第4・準5(2)エの文言の変更についても、実務上の対応を根本的に見直す必要がある大きな変更というよりも従来の考え方の延長として捉えるべきと考えられます。

ただし、今回の解釈の明確化を通じて、従前より問題視されていた親事業者等の行為が、「買ったとき」又は「優越的地位の濫用」に該当し得ることが解釈上も明確化されたことから、公取委や中小企業庁にとっては、執行がより容易になる面はあると思われるため、注意する必要があります。このことから、今後は、親事業者又は取引において相対的に相手方より優越した地位にある事業者としては、下請事業者又は取引の相手方から取引価格の引上げの要請が明示的であったか否かにかかわらず、下請事業者又は取引の相手方と取引価格について誠実に協議を行うこと、また取引価格の引上げを受け入れられない場合には、その理由を書面又はメール等により明示することを取引慣行としていくことが望ましいと考えられます。

IV. インボイス制度に関する下請法及び独占禁止法上の留意点

令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（以下「インボイス制度」といいます。）が開始されます。インボイス制度において、売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければならず、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります¹⁷。そのため、売上先である簡易課税制度の適用のない課税事業者（買手）が、インボイス制度実施後の免税事業者（売手）と取引を行う場合には、仕入税額控除ができないこととなります。

当該免税事業者（仕入先）との取引について、親事業者又は取引上優越した地位にある事業者（売上先）が、仕入税額控除ができないことを理由に、下請事業者又は当該仕入先に不当な不利益を与えることは、下請法上又は優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがあります。

そこで、以下では、公取委が公表している「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」¹⁸に沿って、下請法上又は優越的地位の濫用として独占禁

¹⁷ 「インボイス制度の概要 | 国税庁」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)

¹⁸ https://www.iftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

止法上問題となり得る行為類型のうち、実務上特に問題となりやすいと思われるものをいくつか紹介します。

①取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、当該再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合等に優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となります。

また、下請法の規制の対象となる場合であって、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減じた場合には下請代金の減額（下請法4条1項3号）、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような下請代金など、著しく低い下請代金の額を不当に定めた場合には買ったとき（同法4条1項5号）として問題となります。

②取引の停止

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

③登録事業者となるような態様等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請を行うこと自体は独占禁止法上問題となるものではないものの、要請にとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります。

事業者がどのような条件で取引を行うかは、基本的に当該事業者の自由ですが、インボイス実施後に免税事業者である仕入先と取引を行い、その取引条件の見直しを行う際には、上記をはじめ、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあると指摘される行為類型に該当しないよう注意が必要です。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

V. まとめ

以上のとおり、中小企業等との取引において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う適正な価格転嫁を促進する取り組みは活発化しており、これらのコストを取引価格に反映しない取引については、下請法及び独占禁止法上取り締まりの対象となる可能性が高まっています。また、インボイス制度との関連においては、免税事業者との間の取引条件の見直しに際しての具体的な対応によっては、下請法及び独占禁止法上問題となる可能性が否定できません。

本ニュースレターで取り扱ったトピックは、公取委及び中小企業庁における法執行の中でも特に優先度が高いものであり、中小企業等との取引がある企業においては、必要に応じて専門家の助言を得ながら慎重に検討を行うことが重要です。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

文献情報

- 書籍 『デジタルプラットフォーム取引透明化法の施行と今後の展望』
 出版社 株式会社商事法務
 著者 岡田 淳、高宮 雄介、中野 玲也、羽深 宏樹、古市 啓、岡野 智、
 宇賀神 崇、中野 進一郎、秋田 顕精、松本 亮孝、上田 優介、竹内
 星七、速水 悠、逸見 優香、小林 花梨、佐野 剛史、徐 由、柴 巍、
 根橋 弘之、藤江 正礎
- 論文 「Mondaq Dominance Comparative Guide - Japan Chapter」
 掲載誌 Dominance Comparative Guide
 著者 高宮 雄介、大段 徹次、筑井 翔太（共著）
- 書籍 『条解 独占禁止法 第2版』
 出版社 株式会社弘文堂
 著者 村上 政博（編集代表）、伊藤 憲二（編集委員）、宇都宮 秀樹、加賀
 美 有人、大野 志保、高宮 雄介（執筆責任者）、藤田 知也、西本 良
 輔、水口 あい子、竹腰 沙織、中野 玲也、後潟 伸吾、大段 徹次、
 富永 裕貴、上田 優介、岡田 宏樹、筑井 翔太、堺 有光子、塩崎 耕
 平、宮原 拓郎（執筆協力者）
- 論文 「サステナビリティの観点を取り入れた事業活動への独禁法・競争
 法の適用」
 掲載誌 月刊公正取引
 著者 高宮 雄介
- 論文 「Getting the Deal Through - Financial Services M&A 2022 –
 Japan Chapter」
 掲載誌 Getting the Deal Through – Financial Services M&A 2022
 著者 戸嶋 浩二、湯川 昌紀

NEWS

- The 13th edition of The Best Lawyers in Japan™ 及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™にて高い評価を得ました
 Best Lawyers®による、The 13th edition of The Best Lawyers in Japan™にて、当
 事務所は、Banking and Finance Law ならびに Corporate and Mergers and
 Acquisitions Law にて"Law Firm of the Year"を受賞しました。
 加えて、当事務所の弁護士 127 名が The Best Lawyers in Japan™に、63 名が Best

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

Lawyers: Ones to Watch in Japan™に選出されております。

Antitrust / Competition Law 分野では、The Best Lawyers in Japan™に伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人、高宮 雄介が、Ones to Watch in Japan™に柿元 將希が選出されております。

➤ The Legal 500 Asia Pacific 2022 にて高い評価を得ました

The Legal 500 Asia Pacific 2022 にて当事務所は日本における各分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が Hall of Fame、Leading Individuals、Next Generation Partners または Rising Stars の高い評価を得ました。

さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited) においても以下の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が各分野にて高い評価を得ております。

JAPAN

分野

Tier 1

Antitrust and competition

弁護士

Hall of Fame

Antitrust and competition: 宇都宮 秀樹

Leading Individuals

Antitrust and competition: 伊藤 憲二

Next Generation Partners

Antitrust and competition: 藤田 知也

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com